

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0052 2015/03/27 (事故発生地) 京都府	ACアダプター（タブレット端末用） THX-120200KDJ（AD970JT用）（ブランド：（株）ジャストシステム） （株）マウスコンピューター 使用期間：約1年3か月	使用中のタブレット端末用ACアダプターから発煙し、マルチタップの一部が溶融した。	トランジスター（MOSFET）が異常発熱して内部短絡したことから、他の電子部品が過負荷状態となり、異常発熱して基板や外郭ケースの一部が焼損し、接続していたマルチタップの一部が溶けたものと推定されるが、トランジスター（MOSFET）が異常発熱した原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報はないことから、既製品に対する措置はとらなかった。 なお、今後の製品については製造時の通電試験方法を見直し、検査を強化することとした。	消防機関 (受付:2015/04/09)
2015-0670 2015/05/29 (事故発生地) 大阪府	ACアダプター（携帯電話用） 使用期間：不 明	携帯電話機（スマートフォン）のACアダプターのコネクター部が焦げ、指に火傷を負った。	被害者が出力コネクター部に応力を加えたため、コネクターピンとコネクターシェル（金属）が変形して接触状態となり、スパークが生じ、コネクター樹脂が焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「上下左右に無理な力を加えない。水平に真っ直ぐ抜き差しする。火災、やけど等の原因となる。」旨、記載されている。	ブランド事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2015/07/01)
2015-0083 2015/04/02 (事故発生地) 京都府	アイロン 使用期間：不 明	電気アイロン付近から出火し、住宅の一部を焼損した。	電気アイロンの温度調節機能が故障していたことから、接続していた延長コードのスイッチ操作により使用を継続しており、延長コードのスイッチを切り忘れたため、電気アイロンが連続通電状態となり、異常発熱して周囲の可燃物から発火したものと推定される。	製造事業者等は、不明であった。	消防機関 (受付:2015/04/14)
2015-0451 2015/05/28 (事故発生地) 岐阜県	エアコン室外機 使用期間：約27年	エアコン室外機付近から出火して、周辺を焼損し、家人1人が火傷を負った。	事故品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2015/06/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2015-0811 2015/07/04 (事故発生地) 福岡県	エアコン室外機 使用期間：不 明	使用中のエアコン室外機付近から出火し、周辺を焼損した。	事故品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	輸入事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2015/07/21)
2014-2950 2015/03/17 (事故発生地) 神奈川県	エアコン室外機 R25FNSE ダイキン工業(株) 使用期間：約9年11か月	使用中のエアコン室外機から異音が生じ、発煙した。	制御基板上の圧縮器制御用IC(IPM)が異常発熱して基板の一部が焼損・発煙したものと推定されるが、異常発熱した原因の特定はできなかった。	製造事業者は、他に同種事故発生の情報はないことから、措置はとらなかった。NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	製造事業者 (受付:2015/03/30)
2015-0613 2015/05/15 (事故発生地) 大阪府	コーヒーマーカー TV-CM1501A(ブランド:イオン(株)) (株)ドウシシャ 使用期間：不 明	使用中のコーヒーマーカーから異臭が生じ、テーブルクロスが焦げた。	温度ヒューズが組み付け不良でヒーターから離れていたため、サーモスタットの作動不良によりヒーターが過熱しても温度ヒューズが正常に作動しなかったことから、ヒーターが異常発熱してヒーターユニット(アルミダイキャスト製)の一部が融解し、製品底部に付着して輻射熱でテーブルクロス(ビニル製)を焦がしたものと推定される。	ブランド事業者は、2015(平成27)年5月19日より販売を中止し、同年6月10日付けでホームページ及び店頭で告知を行うとともに、連絡先が判明している購入者にDMを送付し、製品の回収を行っている。	販売事業者 (受付:2015/06/24)
2015-0490 2015/05/07 (事故発生地) 東京都	トースター 使用期間：不 明	使用中のポップアップ式トースターから出火した。	電源遮断機能を有するポップアップ機構が故障した状態のまま使用を継続したため、パンが燃えて外郭樹脂が溶融したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「使用中に異常が生じたときは、使用を中止する」旨、記載されている。	輸入事業者は、製品に起因しない事故とみているため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2015/06/09)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0515 2015/06/06 (事故発生地) 愛知県	パソコン 使用期間：約3年	使用中のパソコンから出火した。 (製品破損)	本体上面にあるハードディスクの接続端子台に導電性異物を含む液体が付着したため、端子間で短絡が生じて出火したものと推定される。 (E2)	製造事業者等は、不明であった。	消防機関 (受付:2015/06/10)
2015-0203 2015/04/04 (事故発生地) 大阪府	パソコン（マザーボード） 不明 不明 使用期間：約6年	パソコンから出火した。 (製品破損)	マザーボードのコネクター付近の基板が著しく焼損し、一部に炭化が認められたことから、トラッキングが形成されて発火したものと推定されるが、コネクターから負荷側のパターン箔が焼失しており、原因の特定はできなかった。 (G3)	製造事業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 販売事業者 (受付:2015/05/07)
2015-0523 2015/06/01 (事故発生地) 岐阜県	パソコン周辺機器（電源変換ケーブル） 不明 不明 使用期間：不明	使用中のパソコンから出火し、周辺を焼損した。 (拡大被害)	事故品のコネクター端子樹脂に、保護被膜の施されていない赤リン系難燃剤が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属が腐食溶出し、端子間で短絡が生じて焼損したものと推定される。 (A3)	製造事業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2015/06/11)
2015-0514 2015/05/12 (事故発生地) 東京都	フードプロセッサ（ハンディー型） THM510 テスコム電機（株） 使用期間：約11か月	ネット通販で購入したフードプロセッサを使用中、異音と異臭がして、発煙した。 (製品破損)	粘り気の強い食材（豆類）を調理したため、モーターが過負荷状態となって異常発熱し、モーター内部の樹脂材料が溶融して発煙したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「粘り気の強いもの（いも類・豆類など）に使用しない。破損する恐れがある。」旨、記載されているが、「発煙する恐れがある。」旨、記載されていない。 (B4)	輸入事業者は、電流ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至っていないことから、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2015/06/10)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2014-2441 2015/01/05 (事故発生地) 埼玉県	ヘアドライヤー EH5442 松下電工(株) 使用期間：約7年	ヘアドライヤーを使用中、異音と異臭がし、ファンが破損した。	環境温度及びヒーターからの受熱で温められた羽根が、ファン回転時の遠心力によって広がって、羽根先端が風洞壁面に接触し、異音が生じたものと推定される。 なお、取扱説明書には、使用時に異常な音や振動がする場合は、ただちに使用を中止する旨が記載されていたが、異音を生じた状態で継続使用したことも羽根の破損に影響したものと推定される。	輸入事業者は、使用者の誤った使用方法(使用中に、落下等の大きな衝撃が加わった)による事故とみており、また、拡大被害に至る可能性は低いとみていることから、措置はとらなかった。	消費者団体 (受付:2015/01/26)
2015-0239 2015/05/10 (事故発生地) 神奈川県	ホットプレート CS3-0025 (株)中央産業 使用期間：約5年	ホットプレートを使用中、本体底部が溶融し、座卓の一部が焦げた。	サーモスタットに不具合品が混入したため、サーモスタットが正常に作動せず、ヒーターが連続通電となり、異常発熱してヒータープレートが変形し、外郭樹脂が溶融・発煙したものと推定される。	製造事業者は、他に同種事故発生の情報はないことから、措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に生産を終了している。N I T Eは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2015/05/13)
2015-0093 2015/04/07 (事故発生地) 東京都	ミニマット(電気マット) KDM-4573D(ブランド：小泉成器(株)) 住江織物(株) 使用期間：約8年	使用中の電気マットと置いていたいすの座面が焦げた。	サーモスタットの配線接続部で断線したことから、スパークが生じて焼損したものと推定されるが、断線した原因の特定はできなかった。	ブランド事業者は、事故原因が不明であり、他に同種事故発生の情報はないことから、措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に生産を終了している。N I T Eは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2015/04/16)
2015-0677 2015/05/22 (事故発生地) 大阪府	ラミネーター LF-300 テージー(株) 使用期間：約1日	ネット通販で購入したラミネーターを使用中、発煙した。	ガラス管ヒーター制御回路に誤って定格の小さなニクロム線ヒーター制御用の電子部品(トライアック)を実装したため、過電流が流れて内部短絡が生じ、ガラス管ヒーターが連続運転状態となり、異常発熱して付近のローラーが溶融・発煙したものと推定される。	輸入事業者は、2015(平成27)年7月6日付けでホームページに社告を掲載するとともに、販路の通販及び販売代理店に回収を依頼した。	輸入事業者 (受付:2015/07/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2015-0526 2015/05/03 (事故発生地) 東京都	携帯電話機 使用期間：不 明	携帯電話機（スマートフォン）をズボンのポケットに入れていたところ、階段で転倒し、携帯電話機が発熱・発煙して、ズボンが焦げ、臀部に火傷を負った。	本体が折れ曲がり、折れ曲がった位置で電池パック（リチウムイオン）が焼損していることから、転倒した際、電池パックに過度な外力が加わり内部短絡が生じて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、製品に起因しない事故とみているため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2015/06/11)
2015-0458 2015/05/00 (事故発生地) 不明	蛍光ランプ（電球形、スパイラル形） EFS13EL 13W E26 ミヤショウプロダクツ（株） （現 コモライフ（株）に吸収合併） 使用期間：不 明	蛍光ランプの根元付近の樹脂ケースが焦げた。	蛍光管の付け根が異常発熱し、ソケット部（ポリブチレンテレフタレート製）が発煙、熱損傷したものと推定されるが、異常発熱した原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、事故原因が不明であり、フィラメントが溶断して通電が停止し、拡大被害に至っていないことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は2006（平成18）年5月に販売を終了している。	輸入事業者 (受付:2015/06/02)
2015-0081 2015/03/21 (事故発生地) 兵庫県	照明器具（ダウンライト） 使用期間：約11年	ダウンライト付近から出火し、住宅の一部を焼損した。（2015-0212（A201500082）と同一）	事故品の内部に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2015/04/14)
2015-0172 2015/04/21 (事故発生地) 岡山県	水槽用ヒーター（サーモスタット付） 使用期間：不 明	水槽用ヒーター付近から出火し、周辺を焼損した。	水槽清掃の際、ヒーター管を洗面器（合成樹脂製）に張られた少量の水中に放置したまま電源を切り忘れたため、水が蒸発してヒーター管が空焚き状態となり、異常発熱して洗面器等の可燃物が焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「空気中では通電しない。やけど、火災の原因となる。」旨、記載されている。	ブランド事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2015/04/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-1077 2015/08/03 (事故発生地) 兵庫県	扇風機 FC-2022 フカダック(株)(倒産) 使用期間：約8年	扇風機を使用中、羽根が破損した。	当該製品は、前後ガード外周部をリングで覆い、当該リングの1箇所をビスで締め付けて固定する構造であった。当該ビス留め以外に落下防止用のフック等がない、ガードとの嵌合部となるリングの溝が浅い、金属ビスの受け側が樹脂製であること等から、前ガードが落下して、羽根(AS樹脂製)と接触したと推定されるが、詳細な原因の特定はできなかった。	輸入事業者が倒産しているため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2015/08/24)
2015-0680 2015/06/18 (事故発生地) 千葉県	掃除機(サイクロン式) MC-SR10J パナソニック(株) 使用期間：約2年	ネット通販で購入した掃除機を使用中、異臭がし、発煙した。	モーターの整流子とカーボンブラシ間で異常スパークが発生し、発煙したものと推定されるが、カーボンブラシは破損が著しく、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、他に同種事故発生の情報はなく、拡大被害に至っていないことから、既製品に対する措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に生産を終了している。	消費者センター (受付:2015/07/03)
2015-0486 2015/06/02 (事故発生地) 岡山県	電気オープンレンジ 使用期間：約2か月17日	使用中の電気オープンレンジから異臭がし、扉の一部が焦げた。	庫内の上部と扉の隙間に付着した食品カスにマイクロ波が集中してスパークが発生し、発火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「庫内に付着した油や食品カスを放置したまま加熱しない。発火や発煙の原因になる。」旨、記載されている。	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のためのハンドブック(身・守りハンドブック)やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	消防機関 (受付:2015/06/08)
2015-0893 2015/07/19 (事故発生地) 大阪府	電気オープンレンジ ARE-2 吉井電気(株) 使用期間：約8年	電気オープンレンジから異音と異臭がし、機器内部から火が出た。	本体外郭に焼損は認められず、ドアスイッチ(上側)周辺及びマグネトロン用リレー周辺が著しく焼損していることから、どちらか一方の部品周辺から発火したものと推定されるが、部品の不具合によるものか、部品との配線接続部の不具合によるものか、焼損した原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、事故原因が不明であり、他に同種事故発生の情報はなく、措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に販売を終了している。NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2015/07/30)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0605 2015/05/22 (事故発生地) 愛知県	電気こんろ（ラジエント ヒーター式） 使用期間：不 明	電気こんろの上に置いていた電磁調理器が焼損した。	誤って電気こんろのつまみを回してスイッチを入れたため、電気こんろの上に置いていた電磁調理器が過熱され、焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「上に可燃物を置かない」旨、記載されている。	製造事業者は、製品に起因しない事故とみているため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2015/06/23)
2015-0615 2015/06/09 (事故発生地) 愛知県	電気こんろ（ラジエント ヒーター式） 使用期間：不 明	電気こんろ付近から出火し、部屋を焼損した。	揚げ物調理中、スイッチを切り忘れて外出したため、鍋の油が過熱し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「揚げるときはその場を離れない（離れるときは、ヒーターを「切」にし、なべをおろす）、火災の原因となる」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2015/06/24)
2015-0516 2015/05/16 (事故発生地) 栃木県	電気ジャー炊飯器（IH 式） M-RC10E（ブランド：（株）良品計画） 東芝ホームテクノ（株） 使用期間：約3年6か月	電気ジャー炊飯器の底部付近から発煙し、本体の一部が焼損・溶融して調理台に煤が付着した。	基板上のチョークコイル端子にはんだ付け不良があったため、接触不良によりスパークが発生し、基板及び外郭樹脂の一部が焼損したものと推定される。 なお、接触不良を検知した際、異常を知らせる報知音の後に運転を自動停止していたが、エラー表示はなく、再運転が可能であることから、使用者が異常を認識できず、繰り返し運転していたことも要因と考えられる。	製造事業者は、他に同種事故発生の情報はないことから、既製品に対する措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に製造・販売を終了しており、後継機種については、はんだ箇所での盛りはんだなどの品質管理を強化することとした。	製造事業者 (受付:2015/06/10)
2015-0129 2014/00/00 (事故発生地) 愛知県	電気スタンド パミリオ （株）ベガコーポレーション 使用期間：不 明	ネット通販で購入した電気スタンドのスイッチが発熱した。	電源コードの中間にあるフットスイッチが選定ミスであったため、白熱電球の突入電流によりフットスイッチの接点表面が荒れて接触不良が生じ、異常発熱したものと推定される。	輸入事業者は、2015（平成27）年4月1日に購入者に対してダイレクトメールを送信するとともに、2015（平成27）年4月13日付けで販売店のホームページに社告を掲載し、製品回収及び返金を行っている。	輸入事業者 (受付:2015/04/21)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0130 2014/00/00 (事故発生地) 神奈川県	電気スタンド パミリオ (株) ベガコーポレーション 使用期間：不 明	ネット通販で購入した電気スタンドのスイッチが発熱し、溶融した。	電源コードの中間にあるフットスイッチが選定ミスであったため、白熱電球の突入電流によりフットスイッチの接点表面が荒れて接触不良が生じ、異常発熱したものと推定される。	輸入事業者は、2015(平成27)年4月1日に購入者に対してダイレクトメールを送信するとともに、2015(平成27)年4月13日付けで販売店のホームページに社告を掲載し、製品回収及び返金を行っている。	輸入事業者 (受付:2015/04/21)
2015-0131 2014/00/00 (事故発生地) 愛知県	電気スタンド パミリオ (株) ベガコーポレーション 使用期間：不 明	ネット通販で購入した電気スタンドのスイッチが発熱した。	電源コードの中間にあるフットスイッチが選定ミスであったため、白熱電球の突入電流によりフットスイッチの接点表面が荒れて接触不良が生じ、異常発熱したものと推定される。	輸入事業者は、2015(平成27)年4月1日に購入者に対してダイレクトメールを送信するとともに、2015(平成27)年4月13日付けで販売店のホームページに社告を掲載し、製品回収及び返金を行っている。	輸入事業者 (受付:2015/04/21)
2015-0132 0000/00/00 (事故発生地) 神奈川県	電気スタンド エーデラ (株) ベガコーポレーション 使用期間：不 明	ネット通販で購入した電気スタンドのスイッチが発熱し、溶融した。	電源コードの中間にあるフットスイッチが選定ミスであったため、白熱電球の突入電流によりフットスイッチの接点表面が荒れて接触不良が生じ、異常発熱したものと推定される。	輸入事業者は、2015(平成27)年4月1日に購入者に対してダイレクトメールを送信するとともに、2015(平成27)年4月13日付けで販売店のホームページに社告を掲載し、製品回収及び返金を行っている。	輸入事業者 (受付:2015/04/21)
2015-0133 0000/00/00 (事故発生地) 神奈川県	電気スタンド エーデラ (株) ベガコーポレーション 使用期間：不 明	ネット通販で購入した電気スタンドのスイッチが発熱し、床が焦げた。	電源コードの中間にあるフットスイッチが選定ミスであったため、白熱電球の突入電流によりフットスイッチの接点表面が荒れて接触不良が生じ、異常発熱したものと推定される。	輸入事業者は、2015(平成27)年4月1日に購入者に対してダイレクトメールを送信するとともに、2015(平成27)年4月13日付けで販売店のホームページに社告を掲載し、製品回収及び返金を行っている。	輸入事業者 (受付:2015/04/21)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0134 2015/00/00 (事故発生地) 東京都	電気スタンド パミリオ (株)ベガコーポレーション 使用期間：不明	ネット通販で購入した電気スタンドのスイッチが発熱し、マットが焦げた。	電源コードの中間にあるフットスイッチが選定ミスであったため、白熱電球の突入電流によりフットスイッチの接点表面が荒れて接触不良が生じ、異常発熱したものと推定される。	輸入事業者は、2015(平成27)年4月1日に購入者に対してダイレクトメールを送信するとともに、2015(平成27)年4月13日付けで販売店のホームページに社告を掲載し、製品回収及び返金を行っている。	輸入事業者 (受付:2015/04/21)
2015-0036 2015/03/23 (事故発生地) 静岡県	電気スタンド(LED、充電式) 使用期間：約6か月	電気スタンドを充電中、異音が生じて台座部分から発煙し、床が焦げた。	他社製アダプターを使用して充電したため、事故品内蔵の充電電池(リチウムポリマー)が過負荷状態となり、短絡して破裂し、事故品の外郭樹脂の一部が焼損・発煙して床が焦げたものと推定される。 なお、取扱説明書には、「付属のACアダプターは本機専用である」旨、記載されている。	輸入事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、既製品に対する措置はとらなかったが、在庫品には、「他社製アダプターを接続すると発火するおそれがある」旨、記載した注意書きを同梱している。	消費者センター (受付:2015/04/06)
2015-0280 2015/03/31 (事故発生地) 埼玉県	電気ストーブ(カーボンヒーター、遠赤外線式) MSO-206CSM (株)マサオコーポレーション 使用期間：約7年	カーボンヒーターの底部と置いていた床が焦げた。	本体底面(台座)に取り付けた電流ヒューズクリップの接続部で、カシメ不良あるいはヒューズを挿入する作業中にヒューズクリップを変形させたため、接触不良が生じて異常発熱し、台座の一部が溶けて床が焦げたものと推定される。	輸入事業者は、既製品に対する措置はとらないが、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該製品は既に輸入・販売を終了している。	消費者センター (受付:2015/05/18)
2015-0219 2015/04/08 (事故発生地) 長野県	電気ストーブ(パネルヒーター) SKJ-FG101MC エスケイジャパン(株) 使用期間：約1年6か月	使用中のパネルヒーターから異臭が生じ、本体下部から火が出た。	パネルヒーターの発熱体(金属箔フィルム)と端子金具の組み付け不良があったため、接触不良によりスパークが発生して発煙し、火に見えたものと推定される。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報はないことから、既製品に対する措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に販売を終了しており、今後の製品については製造工程及び検査工程の見直しを行うこととした。	消費者センター (受付:2015/05/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2014-2417 2015/01/13 (事故発生地) 群馬県	電気ストーブ（ハロゲン ヒーター） PLM-29702 プラコム（株）（倒産） 使用期間：約3年	使用中のハロゲンヒーターから出火した。	ヒューズケースの金具と内部配線の接続部ではんだ付け不良があったため、接触不良によりスパークが発生して焼損したものと推定される。	輸入事業者が倒産しているため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2015/01/22)
2015-0143 2015/04/02 (事故発生地) 東京都	電気ファンヒーター（セラ ミックヒーター） 使用期間：約4か月	使用中の電気ファンヒーター付近から出火して、周辺を焼損し、1人が軽傷を負った。	事故品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	輸入事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2015/04/22)
2014-2820 2015/01/00 (事故発生地) 群馬県	電気ファンヒーター（セラ ミックヒーター、トイレ 用、消臭機能付） MJ-787 アキテーヌジャパン（株） 使用期間：約1年4か月	通信販売で購入したセラミックヒーターを使用中、異臭がし、温風吹き出し口が変色した。	被害者が3種類のフィルターを誤った順番で取り付けたため、風量が低下して温風温度が上昇し、吹き出し口の樹脂が変色・変形したものと推定される。 なお、取扱説明書には、フィルターの取り付け方について記載されていたが、「誤った順番で取り付けると風量が低下し、温風吹き出し口部分が変色・変形・溶融したり、異臭がする恐れがある」旨、記載されていなかった。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報はなく、拡大被害に至っていないことから、既製品に対する措置はとらないが、今後販売する製品は、フィルターの取り付けに関する注意事項や危険性について、取扱説明書に記載することとした。	消費者センター (受付:2015/03/12)
2015-0755 2015/06/27 (事故発生地) 北海道	電気温風機（蓄熱式） 使用期間：約20年	電気温風機の背面から発煙し、出火した。	施工業者が事故品に屋内配線を接続した際、余った配線を切らずに束ねて事故品の内部に収納したため、金属製の内壁に接触して過熱され、絶縁被覆が焼損したものと推定される。	輸入事業者が倒産しているため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2015/07/13)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0668 2015/06/21 (事故発生地) 熊本県	電気給湯器（ヒートポンプ式） 使用期間：約2か月	電気給湯器のヒートポンプユニット付近から出火し、周辺を焼損した。 (拡大被害)	事故品の内部及びユニット間の配線端子盤等に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2015/07/01)
2015-0491 2015/05/16 (事故発生地) 徳島県	電気洗濯機（乾燥機付、ドラム式） 使用期間：約9年8か月	電気洗濯機の内部が焼損し、洗濯物の一部が焦げた。 (拡大被害)	油分が付着したキッチンマットを乾燥したため、残留していた油分が酸化熱により自然発火したものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書には、「油の付着した衣類は、洗濯後であっても絶対に乾燥しない。油の酸化熱による自然発火や引火の恐れがある。」旨、記載されている。 (E1)	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のためのハンドブック（身・守りハンドブック）やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	製造事業者 (受付:2015/06/09)
2015-0704 2015/07/04 (事故発生地) 高知県	電磁調理器（ビルトイン型） 使用期間：約15年3か月	電磁調理器の上に置いていた樹脂製品が溶融した。 (拡大被害)	事故品のラジエントヒーター部の上を調味料の置き場として使用しており、電源スイッチを切らずにその場を離れた際、制御基板上に入り込んだ小動物（ゴキブリ）によってラジエントヒーターが誤作動し、調味料容器（樹脂製）が過熱されて溶融したものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書には、「ラジエントヒーターの上に物を置かない。使用後は電源スイッチの「切」を確認する。」旨、記載されている。 (E1)	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2015/07/07)
2014-2652 2015/02/15 (事故発生地) 香川県	電磁調理器（卓上型） EF-1-H（ブランド：東邦金属工業（株）） オカノ（株） 使用期間：約9年	電磁調理器から発煙した。 (製品破損)	電源回路の雑音防止用フィルムコンデンサーに不具合品が混入したため、内部で異常発熱し、焼損・発煙したものと推定される。 (A3)	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報はなく、拡大被害に至っていないことから、措置はとらなかった。NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2015/02/19)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2015-0467 2015/05/26 (事故発生地) 長崎県	配線器具 (コンセント) 使用期間：約4年8か月	コンセントから異臭がし、発煙した。 (製品破損)	事故品と屋内配線のネジ接続部が接触不良により異常発熱し、樹脂部が熱変形して差込口が使用不能になったまま放置していたため、屋内配線の送り配線先のコンセントを使用した際、放置していた事故品のネジ接続部が再度、異常発熱して発煙したものと推定される。 (E1)	製造事業者は、製品に起因しない事故とみているため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2015/06/03)
2015-0301 2015/05/17 (事故発生地) 福岡県	冷蔵庫 使用期間：約3か月	冷蔵庫付近から出火し、周辺を焼損した。 (拡大被害)	事故品の内部に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	輸入事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2015/05/21)
2015-0517 2015/05/26 (事故発生地) 福岡県	冷蔵庫 使用期間：約1年3か月	ネット通販で購入した冷蔵庫から出火して、周辺を焼損し、1人が軽傷を負った。 (軽傷)	事故品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	輸入事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2015/06/10)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0972 2015/06/18 (事故発生地) 群馬県	ボウル(耐熱ガラス製) 使用期間：約5年	流し台の角に接触した際に、耐熱ガラス製のボウルが破損し、手足にけがを負った。	事故品の口天部は、使用中に付いたとみられる擦過痕等の傷が複数認められ、当該傷を起点に破損していたことから、繰り返しの使用に伴って傷が伸展し、破損に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、ひび、欠け、強い擦り傷の入ったものは使用しない旨、注意表示されていた。	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2015/08/10)
2014-2815 2015/01/15 (事故発生地) 埼玉県	食器(マグカップ) 不明 不明 使用期間：不明	マグカップを洗浄していたところ、底が抜け、手にけがを負った。	陶磁器製のカップにあつては、底面からやや上方の側面部が一般に脆弱とされており、事故品は、底面から約9~18mmの位置の側面部で破断していた。破断部に使用に伴う傷等の異常は認められず、設計・製造上の不具合があつた可能性が考えられるが、詳細な製造工程等は不明であり、原因の特定はできなかった。	製造事業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2015/03/12)
2015-0222 2015/03/10 (事故発生地) 東京都	食器(マグカップ) ピリーマグカップ(ブランド：キヤス・キッドソン) (株)サンエー・インターナショナル 使用期間：1回	マグカップにお湯を入れたところ、ひびが入った。	事故品は、持ち手と対面側の底部が起点とみられ、口天部にかけてひび割れていた。熱湯等を注いだ際の熱衝撃に伴って、当該製品に偏在する内部応力によって破損したものと考えられるが、内部応力の偏在が、素地と釉との熱膨張率の差によるものか、製造工程の不具合によるものかは不明であり、原因の特定には至らなかった。	輸入事業者は、当該製品の販売を中止した。また、当該製品の取り扱いを他の事業者へ譲渡し、譲渡先事業者において、製品の回収を行う予定である。	輸入事業者 (受付:2015/05/12)
2015-0894 2015/03/11 (事故発生地) 東京都	食器(マグカップ) ピリーマグカップ(ブランド：キヤス・キッドソン) (株)サンエー・インターナショナル 使用期間：不明	マグカップにお湯を入れたところ、ひびが入った。	事故品は、持ち手と対面側の底面から口天部にかけてひび割れていた。熱湯等を注いだ際の熱衝撃に伴って、当該製品に偏在する内部応力によって破損したものと考えられるが、内部応力の偏在が、素地と釉との熱膨張率の差によるものか、製造工程の不具合によるものかは不明であり、原因の特定には至らなかった。	輸入事業者は、当該製品の販売を中止した。また、当該製品の取り扱いを他の事業者へ譲渡し、譲渡先事業者において、製品の回収を行う予定である。	輸入事業者 (受付:2015/07/31)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0489 2012/04/00 (事故発生地) 滋賀県	炊飯がま(陶器製) WA-100 (株)クリヤマ 使用期間：約5か月	炊飯がまで調理中、ガス警報器が鳴動した。	当該製品は、内鍋と底がないリング状の外鍋で構成され、内鍋を外鍋の中に入れてガスこんろにかける構造となっており、調理中、外鍋がこんろのバーナーの炎を覆い囲む形となるため、燃焼に必要な二次空気の供給が不十分となり、不完全燃焼状態となって一酸化炭素が発生したものと推定される。	製造事業者は、ホームページで製品の使用を中止するよう注意喚起を周知するとともに、販売事業者を通してダイレクトメールで購入者に使用中止を促すとともに、2015(平成27)年7月下旬から部品の交換を開始した。	輸入事業者 (受付:2015/06/08)
2015-0487 2011/12/00 (事故発生地) 東京都	炊飯がま(陶器製) WA-101 (株)クリヤマ 使用期間：約1か月	炊飯がまで調理中、ガス警報器が鳴動した。	当該製品は、内鍋と底がないリング状の外鍋で構成され、内鍋を外鍋の中に入れてガスこんろにかける構造となっており、調理中、こんろのバーナーの炎が外鍋から溢れる形となったため、燃焼に必要な二次空気の供給が不十分となり、不完全燃焼状態となって一酸化炭素が発生したものと推定される。 なお、取扱説明書には、火力調整について十分な記載がなかった。	製造事業者は、ホームページで製品の使用を中止するよう注意喚起を周知するとともに、販売事業者を通してダイレクトメールで購入者に使用中止を促すとともに、2015(平成27)年6月8日から購入者には、「火力は弱火～中火」「かまどからガスの炎がはみ出さないように火力を調整する」等を指示した説明書を送付している。	輸入事業者 (受付:2015/06/08)
2015-0488 2011/12/00 (事故発生地) 神奈川県	炊飯がま(陶器製) WA-101 (株)クリヤマ 使用期間：約10日	炊飯がまで調理中、ガス警報器が鳴動した。	当該製品は、内鍋と底がないリング状の外鍋で構成され、内鍋を外鍋の中に入れてガスこんろにかける構造となっており、調理中、こんろのバーナーの炎が外鍋から溢れる形となったため、燃焼に必要な二次空気の供給が不十分となり、不完全燃焼状態となって一酸化炭素が発生したものと推定される。 なお、取扱説明書には、火力調整について十分な記載がなかった。	製造事業者は、ホームページで製品の使用を中止するよう注意喚起を周知するとともに、販売事業者を通してダイレクトメールで購入者に使用中止を促すとともに、2015(平成27)年6月8日から購入者には、「火力は弱火～中火」「かまどからガスの炎がはみ出さないように火力を調整する」等を指示した説明書を送付している。	輸入事業者 (受付:2015/06/08)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0959 2015/07/27 (事故発生地) 愛媛県	ガスこんろ (L P ガス用) 使用期間：不 明	使用中のガスこんろ付近から出火して、周辺を焼損し1人が死亡した。 (死亡)	ガスこんろにガス漏れや異常燃焼等が見られず、周囲に可燃物があったことから、ガスこんろの火が周囲の可燃物や被害者の着衣に着火したものと推定される。 (E2)	製造事業者は、本事例をホームページに掲載し、注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2015/08/07)
2015-0439 2015/04/06 (事故発生地) 広島県	ガスこんろ (L P ガス用) 使用期間：不 明	ガスこんろを点火したところ、爆発し、窓ガラスが割れた。 (拡大被害)	グリル排気口付近にガスホースが設置されていたことから、グリル排気口からの熱によりガスホースが劣化して亀裂が生じてガスが漏れ、周辺にガスが滞留した状態でこんろの点火操作をしたことにより引火・爆発したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、当該製品の設置者は不明である。 (F2)	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2015/05/29)
2015-0436 2015/05/16 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ (L P ガス用、ビルトイン型) 使用期間：約10年8か月	ガスこんろのグリルで調理中、グリル庫内から出火した。 (拡大被害)	ガスこんろのグリル水入れ皿に水を入れずに小石を入れ、清掃を行わないで連続して魚を調理していたことから、水入れ皿に溜まった油脂等が過熱され、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「グリル水入れ皿に所定の水量を入れ、水以外のものは入れない」旨、記載されている。 (E1)	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2015/05/28)
2015-0671 2015/06/17 (事故発生地) 秋田県	ガスこんろ (都市ガス用) 使用期間：不 明	ガスこんろから出火し、周辺を焼損した。 (拡大被害)	当該製品はグリルのボタンが押されて燃焼状態のまま放置され、製品及び周辺が手入れ不足による油で汚れた状態であったことからグリルの火から着火し、その熱でガスホースが焼損して漏洩したガスに引火し、当該製品及び後面壁が焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけた際は機器から離れない旨、並びに、グリル使用後は必ず手入れをする」旨、記載されている。 (E2)	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2015/07/01)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0235 2014/09/00 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用、 クッキングテーブル） LT-003（大阪ガス（株）ブラン ド：J012-501N） 多田金属工業（株）（現 （株）ハーマン） 使用期間：約36年	クッキングテーブルを使用中、異音 がし、接続部から発煙した。	長期使用（約36年）により、ガスこんろ の迅速継手式ガス接続口に組み込まれたパッ キンが劣化して亀裂が生じたため、ガスが漏 洩し、こんろバーナーの炎が引火したもの と推定される。	製造事業者は、ホームページで当該品の 経年劣化による事故を紹介し、こんろ部を 使用しないよう注意喚起している。また、 販売事業者は、ホームページ上で、古いコ ンセント継手（迅速継手）の取り替えを推 奨するとともに、機器本体にコンセント継 手が内蔵されている機種はコンセント継手 の交換ができないため、ガスこんろとし ての使用は控えるよう、注意喚起すると ともに、所有者には電話連絡している。	国の行政機関 販売事業者 (受付:2015/05/13)
2015-0472 2015/01/00 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用、 クッキングテーブル） KN-200C（大阪ガス（株）ブラ ンド：12-601） 松下電器産業（株）（現 パナ ソニック（株）） 使用期間：不 明	クッキングテーブルを使用中、接続 部から火が出た。	長期使用（約33～35年）により、迅速 継手式ガス接続部に組み込まれたコンセント パッキンが劣化し、亀裂が生じてガスが漏洩 し、こんろのバーナーの炎が引火したもの と推定される。	製造事業者は、市場から引き上げた事故 品のガス漏れの有無及び損傷状態を確認 し、販売事業者へその情報を報告するこ とにより、再発防止活動を行っている。ま た、販売事業者は、ホームページ上で、古 いコンセント継手（迅速継手）の取り替え を推奨するとともに、機器本体にコンセ ント継手が内蔵されている機種はコンセ ント継手の交換ができないため、ガスこんろ としての使用は控えるよう注意喚起する とともに、所有者には電話連絡している。	国の行政機関 販売事業者 (受付:2015/06/04)
2015-0300 0000/00/00 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用、 クッキングテーブル） 使用期間：不 明	クッキングテーブルのガス接続部が 焦げていた。	事故品の焼損箇所は、ホースバンド近傍の ゴムホースに巻かれたゴムテープ部であり、 ゴムテープ直下のゴムホース部には複数の 亀裂が認められたことから、当該部分から の漏洩ガスに引火したものと考えられ、ガ ス漏れを防ぐためにゴムテープによる簡易 補修を行い、継続使用したことにより事 故に至ったものと推定される。	製造事業者は、被害者の誤った使用方法 による事故であることから、措置はとら なかった。	国の行政機関 (受付:2015/05/21)
2015-0261 2015/05/04 (事故発生地) 埼玉県	ガスふろがま（LPガス 用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約8年6か月	ガスふろがまの点火操作を繰り返した ところ、異常着火し、フロントカ バーが変形した。	パイロットノズルに埃等が付着していた ことによる点火し難い状況下での点火操 作の繰り返しにより、機器内に未燃ガス が滞留し、その後の点火操作のスパーク により異常着火に至り、ケーシングが 変形したものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書には、「再点 火は1分以上間を開けてから行う。直 ぐに点火操作をすると異常着火により、 大きな音が生じたり、機器が変形する おそれがある」と記載されている。	製造事業者は、事故防止のため、ホーム ページに事故事例を紹介し、注意喚起を 行っている。	国の行政機関 (受付:2015/05/14)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0786 2015/07/03 (事故発生地) 和歌山県	ガスふろがま（LPガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約6年7か月	ガスふろがまの点火操作を繰り返したところ、異常着火し、ケーシングが変形した。	機器にガス漏れ及び着火動作異常等がないことから、口火が点火し難く、被害者が点火操作を繰り返したことで、未燃ガスが機器内に滞留し、その後の点火操作のスパークにより異常着火に至り、ケーシングが変形したものと推定される。 なお、機器本体には、「点火しないときは器具栓つまみを、止の位置に戻し5分以上間をあけてから再点火操作する」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2015/07/16)
2015-0474 2015/05/27 (事故発生地) 北海道	ガスふろがま（都市ガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約5年	ガスふろがまの点火操作を繰り返したところ、異音が生じ、ケーシングが変形した。	機器にガス漏れ及び着火不良等の異常がなく、浴室に排水口詰まりによる排水不良があり、機器内部に水滴および浸水跡が認められたことから、点火し難い状況下で点火操作を繰り返したため、機器内部にガスが滞留し、異常着火したものと推定される。 なお、本体には、「浴室の排水口はこまめに清掃する。器具が浸水すると炎あふれの恐れ有り」「点火しないときは5分くらい待つて再点火する」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2015/06/04)
2015-0741 2015/06/26 (事故発生地) 宮城県	ガスふろがま（都市ガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約9か月	シャワーを使用したところ、異音が生じ、ガスふろがまが変形した。	機器にガス漏れ及び着火不良等の異常がなく、機器内にクモの巣およびクモの死骸が確認されたことから、機器の排気通路にクモが営巣したため給排気不良となり、メインバーナーへの点火操作を行ったことで、機器上部に滞留した未燃ガスに、点火スパークが引火し異常燃焼し、機器の天板が変形したものと推定される。	製造事業者は、偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2015/07/09)
2015-0445 2014/08/00 (事故発生地) 兵庫県	ガスふろがま（都市ガス用、CF式） 大阪ガス（株）ブランド：31-710 (株)西島製作所（倒産） 使用期間：不明	ガスふろがまとその周辺が焼損した。	事故品は、長期使用（17年以上）により、バーナー部のセイフティバルブフランジ部分に亀裂が生じたため、亀裂から漏洩したガスに、ふろがま点火時の火が引火し、バーナー部および強化ガスホースの一部が焼損したものと推定される。	製造事業者が廃業しているため、措置はとれなかった。	国の行政機関 販売事業者 (受付:2015/06/01)
		(製品破損)	(E1)		
		(製品破損)	(E1)		
		(製品破損)	(F1)		
		(拡大被害)	(C1)		

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0895 2015/04/08 (事故発生地) 秋田県	ガス給湯器（L Pガス用、開放式） 使用期間：不 明	ガス給湯器の点火操作を繰り返したところ、機器下部から火が出て、腕に火傷を負った。	製品にガス漏れ等異常が認められないことから、被害者が点火操作を繰り返したことで、機器内部に未燃ガスが滞留して異常着火し、本体下部から炎があふれ出て、腕に火傷を負ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「点火しないときは操作ボタンを押して消火の状態にし、しばらく（10～20秒）待ってから再度点火操作する」旨、記載されている。	製造事業者は、製品に起因しない事故とみているため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2015/07/31)
2015-0449 2015/05/26 (事故発生地) 兵庫県	ガス給湯器（都市ガス用、RF式、暖房機能付） 使用期間：約2年8か月	使用中のガス給湯器から異音が生じ、フロントカバーが変形し外れた。	機器の排気トップを外壁塗装工場の養生テープで閉塞した状態で使用したため、給排気が正常に行われず、未燃ガスが溜まり、点火動作時のスパークにより異常着火し、フロントカバーが変形し外れたものと推定される。	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。 なお、2009（平成21）年10月から、ホームページで消費者および工事業者に対し、「建物外壁塗装工事の際は機器を使用しない」等の注意喚起を行っている。	製造事業者 国の行政機関 販売事業者 (受付:2015/06/01)
2015-0520 2015/06/04 (事故発生地) 神奈川県	ガス給湯器（都市ガス用、RF式、暖房機能付） AT-4200ARSSW3Q-56-F（東京ガス（株）ブランド：AT-4200ARS2SW3Q） 松下電器産業（株）（現 パナソニック（株）） 使用期間：約10年8か月	使用中のガス給湯器から異音が生じ、フロントカバーが変形した。	給湯用燃焼ファンの樹脂製羽根が破損し、羽根が脱落すると燃焼室に滞留した未燃ガスを置換できないため、再点火操作の火花等により異常燃焼し事故に至ったものと推定されるが、給湯側燃焼用ファンの羽根が破損に至る詳細は不明であり、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故とみているため、措置はとらなかった。 なお、製造事業者は、樹脂ファン使用の同等品について、アルミファンに取り替える修理を実施している。	国の行政機関 販売事業者 (受付:2015/06/11)
2015-0617 2015/06/15 (事故発生地) 東京都	ガス給湯器（都市ガス用、RF式、暖房機能付） AT-4200ARSSW3Q-56-F（東京ガス（株）ブランド：AT-4200ARS2SW3Q） 松下電器産業（株）（現 パナソニック（株）） 使用期間：約11年	使用中のガス給湯器から異音が生じ、フロントカバーが変形した。	給湯側燃焼用ファンの樹脂製羽根が破損し、羽根が脱落すると燃焼室に滞留した未燃ガスを置換できないため、再点火操作の火花等により異常燃焼し事故に至ったものと推定されるが、給湯側燃焼用ファンの羽根が破損に至る詳細は不明であり、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故とみているため、措置はとらなかった。 なお、製造事業者は、樹脂ファン使用の同等品について、アルミファンに取り替える修理を実施している。	国の行政機関 販売事業者 (受付:2015/06/25)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0431 2015/05/18 (事故発生地) 東京都	ガス栓（都市ガス用） 使用期間：約32年	ガスこんろを点火したところ、ガス栓付近に着火し、周辺を焼損した。	被害者が不使用側ガス栓を誤って開にしたため、ガス栓の接続口に装着されていたキャップの隙間からヒューズ機構が作動しない程度のガスが漏洩し、ガスこんろの火が引火したものと推定される。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2015/05/28)
2015-0470 2015/05/22 (事故発生地) 東京都	迅速継手（都市ガス用） 使用期間：不明	ガスこんろを使用中、迅速継手付近から火が出た。	事故品にガス漏れはなく、熱損は摺動環とカバーの一部で、正常接続時に露出する部分に熱損がみられなかったことから、事故品とガス栓が不完全な接続状態にあったと考えられ、被害者が不完全な接続状態に気付かず、近傍のガスこんろを使用したため、ガス栓との接続部で漏洩したガスにガスこんろの点火スパークまたは炎が引火したものと推定される。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2015/06/04)
2015-0473 2015/05/27 (事故発生地) 東京都	迅速継手（都市ガス用） 使用期間：約5年	ガスこんろを使用中、迅速継手付近から火が出た。	事故品は、ガス栓の迅速継ぎ手用コンセント口に接続する製品であったが、誤ってホースエンド型のガス栓に接続していたため、ガスが漏れて引火したものと推定される。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2015/06/04)
2014-2936 2015/03/17 (事故発生地) 岡山県	石油ストーブ（開放式） 使用期間：不明	石油ストーブのカートリッジタンク付近から発煙、発火した。	カートリッジタンク内の残留気相部からガソリン成分が検出されたことから、発火直前に消火ボタンを押したが、カートリッジタンク内の揮発したガソリン成分の圧力によりタンク内の燃料が外部に漏れたため、ストーブの残火に引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ガソリンなどの揮発性の高い油は絶対に使用しない」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2015/03/27)

製品区分： 03.燃焼器具

管 理 番 号 事 故 発 生 年 月 日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	再 発 防 止 措 置	情 報 通 知 者 日 受 付 年 月 日
2015-0769 2015/06/24 (事故発生地) 千葉県	石油ストーブ（開放式） 使用期間：不 明	石油ストーブの空焼きを屋外で行っていたところ、石油ストーブから発火した。 (製品破損)	屋外の風のある場所で石油ストーブの空焼きを行ったため、風により吹き返し現象が発生して製品下部の埃等に引火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「風のある場所では使用しない。火災等の原因となる」旨、記載されている。 (E2)	製造事業者は、製品に起因しない事故とみているため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2015/07/15)
2015-0152 2015/04/14 (事故発生地) 岩手県	石油ふろがま（まき併用） 使用期間：不 明	使用中の石油ふろがま付近から出火し、床を焼損した。 (拡大被害)	当該製品は煙突の設置不良のためバーナーから噴出される灯油が不完全燃焼を起こして釜内に灯油が溜まる状態で使用されていた。過去の清掃作業時に釜内の灯油を床に落としていたため、使用中に角材を取り出そうとした時に火のついた燃えかすが床に落ちて灯油に着火して床が焼損したものと推定される。 (E3)	製造事業者は、被害者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2015/04/24)

製品区分： 04.家具・住宅用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0892 2015/06/23 (事故発生地) 大阪府	はしご(2連式、アルミ製) 使用期間：約1日	はしごを伸ばした状態で使用中、はしごが傾き、使用者が転倒し腕に打撲を負った。	ロック機構等に異常が認められず、事故品の上はしごの踏み桟が庇に引っ掛かっていたことから、はしごの角度を調整した際に上はしごが伸びてロックが解除され、それに気付かず昇ろうとしたため、上はしごが落下して転倒したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「上はしごを固定したり、はしごを引き上げたりすると、ロック金具(止め金具)が外れて転落する恐れがある」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2015/07/30)
2015-1144 2015/08/13 (事故発生地) 熊本県	太陽熱温水器 H-220(京セラ(株)ブランド) (株)アルチ 使用期間：不明	太陽熱温水器の集熱器カバーガラスが落下した。	当該器ステンレス枠の微小な隙間から浸入した雨水が、集熱器内部に滞ったため、カバーガラス押さえ(ステンレス製)を固定しているリベット(アルミ製)が湿潤状態になり、ステンレスとアルミの異種金属の電位差により腐食が進行し、リベットが外れ、カバーガラスが落下したものと推定される。	販売事業者は、2007(平成19)年2月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載するとともにユーザーにダイレクトメールを送付し、無償点検・修理を実施している。 なお、1996(平成8)年11月以降の集熱器ケースに水抜き穴を追加し、リベットの材質をアルミからステンレスへ変更している。	製造事業者 (受付:2015/08/27)
2014-2596 2015/01/31 (事故発生地) 宮城県	踏み台(アルミ製) 使用期間：不明	踏み台を使用中、支柱が折れて転倒し、肋骨を骨折した。	事故品の支柱の強度には異常が見られず、支柱が通常の使用における荷重方向とは異なる内側方向に変形していることから、事故の原因は、被害者が踏み台に乗って作業中、身体のバランスを崩して、片側支柱に荷重を集中したか、または、転倒の際に、製品に接触し衝撃的な荷重が加わり折損したものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、「昇降面の左右方向に転倒しやすいので注意する」旨、記載されている。	輸入事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2015/02/13)
2015-0530 2015/05/24 (事故発生地) 神奈川県	踏み台(アルミ製) 使用期間：約29年	踏み台を使用中、脚部が折れて転倒し、軽傷を負った。	事故品の強度には異常が認められず、また、支柱は内折れで破損していることから、被害者が不安定な地面に設置して使用したためにバランスを崩して転倒し、支柱に被害者の身体が落下したことで、支柱の端部付近に過大な力が加わって内側に変形したものと推定される。 なお、本体表示には「柔らかい地面等で使用するとき、支柱の下にあて板等を置き、安定していることを確かめて使用する」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2015/06/12)

製品区分： 04.家具・住宅用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0770 2015/05/20 (事故発生地) 京都府	物置 使用期間：未使用	物置の棚板を取り付けようとしたところ、手に裂傷を負った。	被害者が、事故品の棚板移し替え作業を行う際に手袋をせず、素手で行ったため、棚板のラウンドエッジで切創したものと推定される。 なお、組立説明書及び取扱説明書には、「組立の際には手袋を着用する」旨、記載されている。	製造事業者は、2015（平成27）年11月初旬より棚板の側面に「棚位置移動等の作業時は、危険防止のため手袋を着用する」旨の注意表示を行うこと、並びに、2015（平成27）年10月以降より製造工程において棚板ラウンドエッジのバリ確認検査を不定期検査から改め、定期的に実施することとした。	製造事業者 (受付:2015/07/15)
		(軽傷)	(E2)		

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0038 2015/04/02 (事故発生地) 大阪府	自転車 使用期間：約2か月	通信販売で購入した自転車で走行中、前輪が外れて転倒し、軽傷を負った。 (軽傷)	被害者がクイックリリースのカムレバーを使用せず、調整ナットの締め付けのみで前輪を固定した状態で乗車していたことから、固定が緩んで前輪が脱落して転倒したものと推定される。 なお、本体前ホーク部には「車輪が確実に固定されているか確認する」旨の警告シールが貼付されている。 (E2)	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2015/04/06)
2015-0611 2015/05/29 (事故発生地) 北海道	自転車(マウンテンバイク) 使用期間：約10日	子供が自転車で走行中、サドルの固定部が破損し、転倒して軽傷を負った。 (軽傷)	自転車販売時にサドル固定用ボルトの締め付けが不足していたため、当該ボルトに過大な繰り返し負荷が加わり、疲労により破断してサドルが外れたものと推定される。 (D1)	輸入事業者は、販売店の組み付け不良とみられる事故であるため、販売店に組み付け・点検・整備を徹底するよう注意喚起を行っている。	消費者センター (受付:2015/06/24)
2015-0756 2015/07/07 (事故発生地) 大阪府	自転車(子供用) サイバーギミック-F CTB20インチ (株)あさひ 使用期間：約9か月	子供が自転車で走行中、後部変速機が破損した。 (製品破損)	後部変速機を車体に取り付ける部品の軸に使用されたEリング(E型止め輪)に、製造時の組み付け不良があったため、走行中にEリングが脱落して変速機が外れたものと推定される。 (A2)	後部変速機の製造事業者(部品メーカー)は、Eリングの組み付けを手動で行っていたことが、組み付け不良の原因と考え、2014(平成26)年11月にEリング自動組み付け工程に改善しており、また、2015(平成27)年5月からは組み付け状態を全数確認する工程を追加している。	消費者センター (受付:2015/07/13)
2014-2947 2015/02/14 (事故発生地) 埼玉県	自転車(折り畳み式) Eclipse X20 (株)アキボウ 使用期間：約11か月	自転車で走行中、フレームの折り畳み部分が破断して転倒し、軽傷を負った。 (軽傷)	事故品のフレームパイプと折りたたみヒンジ部の溶接部に溶け込み不良が認められたことから、当該溶接不良によって車体の強度が低下していたために、使用中の負荷で破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、ホームページ上に社告を掲載して、製品の回収を実施している。	輸入事業者 (受付:2015/03/30)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0297 2015/03/23 (事故発生地) 大阪府	自転車（電動アシスト車） PM26NL X563-1411370 ヤマハ発動機（株） 使用期間：約1年	電動アシスト車で走行中、異音がして前輪ブレーキが脱落し、転倒して打撲を負った。	事故品の前ブレーキ貫通ボルトは、金属疲労により破損したものと推定されるが、貫通ボルト谷底に散見された微細な亀裂の影響、又は貫通ボルトの緩みによる負荷の増大のいずれにより破損したかは不明であり、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、使用中に発生した貫通ボルトの緩みによる事故とみており、緩みが発生してもボルトが破損しないよう、2014（平成26）年6月からボルト外径を7mmから8mmへ変更して強度アップを図っている。	製造事業者 (受付:2015/05/20)
		(軽傷)	(G3)		

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者日
2015-0234 2006/06/06 (事故発生地) 東京都	バッテリーパック（リチウムイオン、無線機用） BP-220L（ブランド：アイコム（株）） ダイヤセルテック（株） 使用期間：約3か月	充電中の無線機用のバッテリーパックが焼損した。	バッテリーパック内のセル4本のうち1本に異物の混入もしくは捲回時の不良等の不具合があったため、充放電の繰り返しにより、内部短絡が生じて焼損したものと推定される。	ブランド事業者は、2014（平成26）年11月12日付けホームページに社告を掲載し、無償で製品の回収・交換を行っている。	製造事業者 (受付:2015/05/13)
2015-0236 2014/04/04 (事故発生地) 奈良県	バッテリーパック（リチウムイオン、無線機用） BP-233（ブランド：アイコム（株）） ダイヤセルテック（株） 使用期間：約8年	充電中の無線機用のバッテリーパックから発煙した。	充放電の繰り返し等により、セル内部で短絡が生じたため、異常発熱して発煙したものと推定されるが、セルの損傷が著しく、短絡が生じた原因の特定はできなかった。	ブランド事業者は、2014（平成26）年11月12日付けホームページに社告を掲載し、無償で製品の回収・交換を行っている。	製造事業者 (受付:2015/05/13)
2015-0237 2014/04/00 (事故発生地) 不明	バッテリーパック（リチウムイオン、無線機用） BP-233（ブランド：アイコム（株）） ダイヤセルテック（株） 使用期間：約8年	充電中の無線機用のバッテリーパックから発煙した。	充放電の繰り返し等により、セル内部で短絡が生じたため、異常発熱して発煙したものと推定されるが、セルの損傷が著しく、短絡が生じた原因の特定はできなかった。	ブランド事業者は、2014（平成26）年11月12日付けホームページに社告を掲載し、無償で製品の回収・交換を行っている。	製造事業者 (受付:2015/05/13)
2015-0238 2014/08/02 (事故発生地) 北海道	バッテリーパック（リチウムイオン、無線機用） BP-233（ブランド：アイコム（株）） ダイヤセルテック（株） 使用期間：約10年	充電中の無線機用のバッテリーパックが破裂し、周辺を損傷した。	充放電の繰り返し等により、セル内部で短絡が生じたため、破裂したものと推定されるが、セルの損傷が著しく、短絡が生じた原因の特定はできなかった。	ブランド事業者は、2014（平成26）年11月12日付けホームページに社告を掲載し、無償で製品の回収・交換を行っている。	製造事業者 (受付:2015/05/13)

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0262 2013/06/05 (事故発生地) 千葉県	バッテリーパック（リチウムイオン、無線機用） BP-220L（ブランド：アイコム（株）） ダイヤセルテック（株） 使用期間：約5年	充電中の無線機用のバッテリーパックが焼損した。	充放電の繰り返し等により、セル内部で短絡が生じたため、破裂して焼損したものと推定されるが、セルの損傷が著しく、短絡が生じた原因の特定はできなかった。	ブランド事業者は、2014（平成26）年11月12日付けホームページに社告を掲載し、無償で製品の回収・交換を行っている。	製造事業者 (受付:2015/05/15)
2014-2761 2015/02/27 (事故発生地) 宮城県	ゆたんぼ（樹脂製） 不明 (株)カインズ 使用期間：約3年	使用中のゆたんぼが割れて、湯が漏れた。	事故品（ポリエチレン製）破面の起点とみられる位置に、異物混入の痕跡（線状の空洞）が認められたことから、使用に伴う熱応力が当該部位に集中し、亀裂を生じたものと推定される。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報がないことから、引き続き同様の事故発生について注視し、必要に応じて対策を行うこととした。	市町村 (受付:2015/03/06)
2015-0434 2015/05/10 (事故発生地) 北海道	簡易ガスライター（着火器具） MM-GM-01 使いきりガスマッチ チャカチャカハッピー（ブランド：（株）大創産業） （株）ライテック 使用期間：約2か月	使用後の簡易ガスライターを引き出しに入れていたところ、引き出しの中が焦げた。	事故品は、ノズルのガス流量を調整する弁ゴムに、金属の切削くずとみられる異物が付着していたことから、製造工程において生じた金属くずが洗浄不十分で残留したため、消火操作時のガス遮断性が不安定となり、残火が発生したものと推定される。 なお、本体には、消火を確認する旨が警告表示されていた。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報がないことから、既販品に対する措置はとらなかった。 なお、今後の製品については、海外の製造工場に対して、洗浄工程を見直す旨、要請した。	消費者センター (受付:2015/05/28)
2015-0844 2015/05/09 (事故発生地) 東京都	靴（トレーニングシューズ、女性用） LMT002 (株)エバニュー 使用期間：約8年7か月	トレーニングシューズを履いて歩行中、靴底がはがれて転倒し、両足にけがを負った。	事故品は、左足全体及び右足かかと部分のミッドソール（ポリウレタン製）が、各々破損していた。製造から8年以上が経過しており、ポリウレタンが加水分解等によって劣化したため、ミッドソールが破損し、ソールが剥離したものと推定される。 なお、取扱説明書には、ポリウレタンソールが経年劣化を起し、剥がれたり破損する恐れがある旨が記載されていた。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報がないことから、既販品に対する措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に生産を終了しており、ポリウレタン素材を用いた製品については、2013（平成25）年11月の販売分より、当該素材の経年劣化に関して、より詳細な警告文を添付している。	輸入事業者 (受付:2015/07/24)

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2014-2873 2015/01/30 (事故発生地) 北海道	靴（ブーツ、女性用） アキレスソルボ221 SWL2210 アキレス（株） 使用期間：約2日	靴を履いて雪道を歩行中、滑って転倒し、けがを負った。	当該製品の鞋底（ゴム製）にはガラス繊維が練り込まれており、底表面に顕在するガラス繊維によって、雪上等におけるグリップ力を高める構造で、事故品のガラス繊維は著しく抜け落ちていた。ガラス繊維が、数回の使用に伴って抜け落ちることでグリップ力が低下したため、鞋底が滑ったものと推定される。	製造事業者は、2015（平成27）年10月13日付けで、ホームページに靴の滑りに関する注意喚起を行っている。 なお、今後の製品については、鞋底とガラス繊維の密着度を上げる変更を行うとともに、部品検査等の改善を行っている。	製造事業者 (受付:2015/03/19)
2015-0659 2015/06/15 (事故発生地) 大阪府	靴（男性用） GM01245 (株) エービーシー・マート 使用期間：約6日	靴を履いて歩行中、滑って転倒し、けがを負った。	当該製品の鞋底は、初回生産時のみ仕様と異なる塩化ビニル樹脂が用いられていた。事故品の鞋底は、塩化ビニル樹脂製であり、仕様材質の動摩擦係数よりも低く滑りやすくなっていたため、転倒したものと推定される。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報がないことから、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該製品は既に生産を終了しており、今後の製品については、製造工場に対して、品質管理の強化を指示した。	消費者センター (受付:2015/06/30)
2015-0174 2015/03/18 (事故発生地) 大阪府	文具（2穴パンチ） PN-93NB コクヨS&T（株）（現 コクヨ（株）） 使用期間：不明	使用中のパンチのバネが折れて飛び出し、目に入って軽傷を負った。	製造上不具合のあったバネを使用していたか、繰り返し使用に伴いバネが劣化して折れたものと考えられるが、バネが折れた際に外に飛び出すような設計であったため、折れたバネが飛び出したものと推定される。	輸入事業者は、2010（平成22）年11月4日付けのホームページに社告を掲載し、製品の所有者に折れたバネの飛び出しを防ぐ部品を送付する旨の案内を行うとともに、判明している購入者（所有者）には部品を送付するなどの対策を実施しており、更に2015（平成27）年3月30日付けで社内に対策本部を設置し、新聞、DM送付、Web広告などで「回収・修理」の告知・広報を随時行っている。 なお、2009（平成21）年10月生産分より製品を改良し、バネが折れた際に外に飛び出さないような形状に変更している。	輸入事業者 (受付:2015/04/27)

製品区分： 09.乳幼児用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2015-0427 2014/00/00 (事故発生地) 東京都	乳幼児用移動防止さく バトルルクレマベビーゲート 73-87ホワイトAPCN イケア・ジャパン(株) 使用期間：不明	階段に設置した乳幼児用移動防止さくに子供が寄りかかったところ、さくが外れ、階段から転落して軽傷を負った。	当該製品は、さくと左右壁を伸縮式突っ張り棒のネジを回して固定する製品であるが、階段の上部に設置した際、使用により突っ張り棒のネジが緩んで十分な突っ張り固定力が得られなかったため、事故品に子供が寄りかかったことにより、さくが外れて事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「しっかりとした構造のドア枠に設置する」、「階段での最上部に設置できない」旨、記載されていなかった。	輸入事業者は、返品希望者には商品代金の全額払い戻しを、継続使用を希望する使用者には階段の上での使用を禁止する等改正した使用説明書とベビーゲート貼付用の警告ラベルを無償配布している。	輸入事業者 (受付:2015/05/27)
2015-0428 0000/00/00 (事故発生地) 神奈川県	乳幼児用移動防止さく バトルルクレマベビーゲート 73-87ホワイトAPCN イケア・ジャパン(株) 使用期間：不明	階段に設置した乳幼児用移動防止さくに乳児がつかまったところ、さくが外れ、階段から転落して軽傷を負った。	当該製品は、さくと左右壁を伸縮式突っ張り棒のネジを回して固定する製品であるが、階段の上部に設置した際、使用により突っ張り棒のネジが緩んで十分な突っ張り固定力が得られなかったため、事故品に子供が寄りかかったことにより、さくが外れて事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「しっかりとした構造のドア枠に設置する」、「階段での最上部に設置できない」旨、記載されていなかった。	輸入事業者は、返品希望者には商品代金の全額払い戻しを、継続使用を希望する使用者には階段の上での使用を禁止する等改正した使用説明書とベビーゲート貼付用の警告ラベルを無償配布している。	輸入事業者 (受付:2015/05/27)
2015-0980 2015/07/09 (事故発生地) 熊本県	乳幼児用衣類(ワンピース、女児用) 482-0248615 (株)サンエー・インターナショナル 使用期間：不明	乳児が着用していたワンピースを脱衣させたところ、飾り部品で顔にけがを負った。	事故品の胸部に縫い付けられた蝶形の飾り(アクリル樹脂製)の、ゲート跡(射出成形で、成形品に残留する流入通路部分の樹脂)を取り除いた縁部が鋭利になっていたことから、脱衣時に鋭利な部分が顔に触れて、けがを負ったものと推定される。	輸入事業者は、2015(平成27)年7月17日付けホームページに社告を掲載し、同様の飾りを使用している対象製品の飾り交換又は返金を行うとともに、工場での製品検査の強化と輸入後の全品検査を行うよう改善した。	輸入事業者 (受付:2015/08/11)